

福岡県公報

令和元年十二月十日
第六十二号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○公職選挙法事務取扱規程の一部を改正する告示 (市町村支援課) ……………一

人事委員会

○福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………四

○福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………四

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第八十一号

公職選挙法事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年十二月十日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

公職選挙法事務取扱規程の一部を改正する告示

公職選挙法事務取扱規程(平成十二年五月二十九日福岡県選挙管理委員会告示第五十号)の一部を次のように改正する。

第六十七号様式その一及びその二を次のとおり改める。

第六十七号様式

その一（衆議院小選挙区選出議員選挙の立候補届出の場合）

告示第何号

何年何月何日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第何区において、次のように候補者の届出があった。

年 月 日

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第何区選挙長 氏 名

届出届出		候補者届出政党		候補者		補		者	
順位	年月日	政党の名称	一のウェブサイ ト等のアドレス	ふりがな 候補者氏名	性別	住所	生年月日	職業	一のウェブサイ ト等のアドレス
							(満 歳)		
							(満 歳)		
									摘要

備考

- 一 「候補者届出政党」の欄は、政党届出に係る候補者については当該候補者届出政党の名称等を記載し、本人届出及び推薦届出については空欄とすること。
- 二 候補者氏名欄については、令第八十八条第七項又は第八項の規定により通称を認定したときは、当該通称を記載すること。

その二（衆議院小選挙区選出議員及び比例代表選出議員の選挙以外の選挙の立候補届出の場合）
 告示第何号
 何年何月何日執行の何選挙につき（何選挙区において）、次のように候補者の届出があった。

年 月 日

何選挙長 氏

名

		届出	届出	候
		順位	届出	
			年月日	補
			の別	
		候補者氏名	ふりがな	者
			性別	
			住所	
	(満 歳)		生年月日	
			党派	
			職業	
			一のウェブサイト等のアドレス	
			摘要	

備考

- 一 届出の別欄は、本人届出又は推薦届出の別を記載すること。
- 二 氏名欄については、令第八十九条第五項の規定により通称を認定したときは、当該通称を記載すること。
- 三 立候補届出書に記載された政党その他の政治団体の名称が、字数二十字を超える場合は、令第八十九条第四項の規定による略称を「略称何々」と記載すること。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

人事委員会

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年十二月十日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第六号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号）の一部を次に改正する。

第十七条第一号中「若しくは失職し」を削り、同号中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第二号中「又は失職」を削る。

第二十三条第一項第一号中「若しくは失職し」を削る。

附則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年十二月十日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第七号

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則（昭和四十九年福岡県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第一号及び第四条の七第一項中「第十条の二第五号」を「第十条の二第四号」に改める。

第十号に改める。

第十条の二中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第十二条第二項中「起算して一箇月以内」を「基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）」に改める。

様式第三号（裏）を次のように改める。

(裏)

退職した職員の注意事項

- 1 記入上の注意
 - ⑯欄には、職員の個人的な事情に起因する退職の場合、退職の主たる事由を一つ選択し、退職者記入欄の口の中に○印を記入すること。
 - ⑰欄には、記載事項に相違ないと認めた場合、氏名を記入して印を押すこと。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに所属長に申し出て訂正を受けること。
- 2 この票の交付を受けたときは、速やかに任命権者に出頭の上提出すること。
- 3 基本手当の日額に相当する退職手当の支給を受けることのできる期間は、原則として、退職の日の翌日から1年間（これを支給期間という。）であること。その1年間に妊娠、出産、育児、疾病又は負傷等の理由で、引き続き30日以上職業に就くことができない者については、福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則第12条第2項に定める所定の期限までに知事に届け出ることにより、これらの理由により職業に就くことができない日数を1年に加えた期間（最大限4年）となること。

所属長の記入心得

- 1 職員が退職したとき、その職員が失業者の退職手当を受ける資格を有する場合には、所属長はこの退職票に所定の事項を記入し、押印した上退職した職員に交付すること。
- 2 記入上の注意
 - ⑱欄には、この票を職員に交付した日を記入すること。
 - ⑲欄には、退職した職員が所属していた所属名を記入すること。
 - ⑳欄には、退職した職員の氏名を記入すること。
 - ㉑欄には、退職した職員の性別について男女のいずれかに○印を付けること。
 - ㉒欄には、退職した職員の生年月日及び満年齢を記入すること。
 - ㉓欄には、退職した職員の住所又は居所を記入すること。
 - ㉔欄には、退職した職員の退職前引き続き職員又は職員以外の地方公務員等として勤務し始めた就職の年月日を記入すること。
 - ㉕欄には、退職した職員の退職した年月日を記入すること。
 - ㉖欄には、退職した職員の給与形態に応じて(A)欄又は(B)欄に○印を付けること。
 - ㉗欄には、退職した職員の⑳欄から㉕欄までの退職手当の計算の基礎となつた勤続期間及び福岡県職員の退職手当に関する条例第9条第1項の規定によつて通算される期間の合計期間を記入すること。
 - ㉘欄には、退職した職員を雇用保険法の被保険者とみなした場合において、同法第37条の2第1項に該当する者は(B)欄に、同法第38条第1項に該当する者は(C)欄に、その他の者については(A)欄に○印を付けること。
 - ㉙欄には、退職した職員の退職の月前の最後の6月間に支払われた給与の総額を記入し、職員の基本となる給与が月給によつて定められている場合には、(A)欄に給与の種類別に6月間の総額を記入し、職員の基本となる給与が日給によつて定められている場合には、(B)欄にその各月の労働日数及び給与額を記入すること。
 - ㉚欄には、退職した職員の賃金日額及び算定の方式を記入すること。
 - ㉛欄には、退職した職員の退職時に支払つた一般の退職手当等の額を記入すること。なお、説明欄には、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分が行われた場合にはその旨を記入すること。
 - ㉜欄には、退職した職員の退職時の給料月額（給料が日額で定められている者にあつては日額）を記入すること。
 - ㉝欄には、退職の主たる事由を一つ選択し、所属長記入欄の口に○印を記入の上、具体的事情記入欄（所属長用）に具体的事情を記入すること。
 - ㉞欄には、この退職票を交付する所属の所在地、電話番号及び名称を記入すること。
 - ㉟欄には、所属長の氏名を記入し、その印を押すこと。
 - ㊱欄には、通算される期間（㉗欄に同じ）、基本手当の日額、所定給付日数及び待期日数その他必要な事項を記入すること。

様式第三号（別紙）を次のように改める。

様式第 3 号 (別紙)

⑩退職事由

【退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があります、適正に記入してください。】

所属長 記入欄	退職者 記入欄	退職の事由
<input type="checkbox"/>		1 定年、任用期間満了によるもの (1) 定年による退職 (定年 歳)
<input type="checkbox"/>		(2) 任用期間満了による退職
<input type="checkbox"/>		2 地方公務員法に基づく処分等によるもの
<input type="checkbox"/>		(1) 懲戒免職等処分
<input type="checkbox"/>		(2) 地方公務員法第 28 条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号の規定による免職又はこれに準ずる処分
<input type="checkbox"/>		(3) 地方公務員法第 28 条第 1 項第 2 号の規定による免職又はこれに準ずる処分
<input type="checkbox"/>		(4) 地方公務員法第 28 条第 1 項第 4 号の規定による免職又は処分
<input type="checkbox"/>		(5) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職又はこれに準ずる退職
<input type="checkbox"/>		(6) 福岡県職員の退職手当に関する条例第 4 条第 1 項第 3 号又は第 5 条第 1 項第 6 号の規定による退職
<input type="checkbox"/>		(7) 福岡県職員の退職手当に関する条例第 7 条の 6 第 5 項に規定する認定を受けて同条第 8 項第 3 号に規定する退職すべき期日にする退職
<input type="checkbox"/>		3 公務上の傷病による退職
		4 職員の個人的な事情に起因する退職
	<input type="checkbox"/>	(1) 勤務に耐えられない体調不良、けが等があったため
	<input type="checkbox"/>	(2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があったため
	<input type="checkbox"/>	(3) 家庭の事情の急変 (父母の扶養、親族の介護等) があつたため
	<input type="checkbox"/>	(4) 配偶者等との別居生活が継続困難となつたため
	<input type="checkbox"/>	(5) 転居により通勤困難となつたため (新住所:)
	<input type="checkbox"/>	(6) その他 (具体的に)
<input type="checkbox"/>		5 その他 (1～4 のいずれにも該当しない場合)
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 具体的事情記入欄 (所属長用) </div>

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第十二条及び様式第三号(裏)の改正規定は、公布の日(附則第三項において「公布日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に退職した者がこの規則による改正前の福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則(以下「旧規則」という。)第十条の二第二号に掲げる者に該当する場合には、この規則による改正後の福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則(以下「新規則」という。)第十条の二に規定する福岡県職員の退職手当に関する条例第九条第一項に規定する人事委員会規則で定める者とみなす。

3 新規則第十二条第二項の規定は、同規則第七条に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日が公布日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して四年を経過する日が公布日前にある者からの申出については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている旧規則の様式により使用されている書類は、新規則の様式によるものとみなす。